

死亡獣畜取扱場又は化製場の構造設備基準※¹

死亡獣畜取扱場	解体	解体室	床は不浸透性材料※ ² で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。
			内壁は不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも1.2mの高さまで不浸透性材料で腰張りされていること。
			採光設備又は照明設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
			解体室から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通じる排水溝が設けられていること。なお、排水溝は不浸透性材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
	埋却	埋却場所	汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置 (汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる場合を除く)
			不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
			周辺の地面で、汚物を搬入し、若しくは搬出し、又は汚水をくみ出す際に汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で覆われていること。
	焼却	焼却炉	その他
			犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。
	化製場	原料貯蔵室及び化製室	原料貯蔵室及び化製室
完全に燃焼させることができる構造を有していること。			
燃焼により発する臭気を処理することができる適当な高さの煙突その他の設備が設けられていること。			
床は、不浸透性材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。			
内壁は、不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも一・二メートルの高さまで不浸透性材料で腰張りされていること。			
採光設備又は照明設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。			
汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置 (汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる場合を除く)		汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置 (汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる場合を除く)	換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散し、又は処理することができる設備が設けられていること。
			昆虫の出入りを防止することができる網張りその他の設備が設けられていること。
			汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通じる排水溝が設けられていること。なお、排水溝は不浸透性材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
			不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
その他	その他	周辺の地面で、汚物を搬入し、又は搬出する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で覆われていること。	
		犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。	

※¹化製場等に関する法律(以下「法」という)第八条において準用する法第四条の規定による魚介類鳥類等の製造又は貯蔵にかかる施設については、上記内容を準用する。この場合において、「化製室」とあるのは「製造室」と読み替えるものとする。

※²不浸透性材料：石、コンクリートその他汚水等が浸透しないもの

死亡獣畜取扱場又は化製場の衛生上必要な措置※³

死亡獣畜取扱場	解体	死亡獣畜は、速やかに解体すること。
		解体した肉、皮、骨、臓器等は、放置することなく埋却場、焼却場又は化製場に運搬すること。
		死亡獣畜又はその肉、皮等の貯蔵は、臭気の発散及び昆虫の発生を防止することができる貯蔵施設で行うこと。
		解体した死亡獣畜の筋肉及び内臓は、食用に供することができないような処置をすること。ただし、環境政策課の承認を受けて食用以外の用に供するためこれを化製する場合は、この限りでない。
	埋却	死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜を埋却するときは、死亡獣畜を入れてもなお地表まで一メートル以上の余地を残すだけの深さの穴を掘り、死亡獣畜の上には厚く生石灰をまいて土で覆いをすること。
		死亡獣畜は、速やかに焼却すること。
化製場	焼却	焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。
		化製行為(乾燥を含む)は、化製室内で行うこと(臭気が発散しない原料の化製について、雨を防止することができる設備等を設けて行う場合を除く)。
		著しい臭気を発散する原料及び製品(半製品を含む。)の保管は、原料貯蔵室で行うこと。
		粉じんの処理を十分にすること。

※³法第八条において準用する法第五条第四号の規定による魚介類鳥類等の製造又は貯蔵を行う施設の管理者が講ずべき必要な措置については、上記内容を準用する。この場合において、「化製行為」とあるのは「製造行為」と、「化製室」とあるのは「製造室」と、「原料の化製」とあるのは「原料を用いた製造」と読み替えるものとする。